

令和4年度

南房総市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

令和4年度南房総市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,665,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

南房総市長 石井 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,030,457	△183,613	846,844
	1 国民健康保険税	1,030,457	△183,613	846,844
5 県支出金		4,057,130	284,190	4,341,320
	1 県補助金	4,057,129	284,190	4,341,319
6 財産収入		510	2	512
	1 財産運用収入	510	2	512
8 繰入金		313,628	95,121	408,749
	2 基金繰入金	4,879	95,121	100,000
9 繰越金		14	59,978	59,992
	1 繰越金	14	59,978	59,992
歳 入 合 計		5,409,788	255,678	5,665,466

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,964,042	284,190	4,248,232
	1 療養諸費	3,454,547	210,000	3,664,547
	2 高額療養費	498,139	74,190	572,329
3 国民健康保険事業費納付金		1,291,325	△28,514	1,262,811

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 医療給付費分	867,055	△17,146	849,909
	2 後期高齢者支援金等分	301,852	△7,405	294,447
	3 介護納付金分	122,418	△3,963	118,455
6 基金積立金		510	2	512
	1 基金積立金	510	2	512
歳	出	合	計	
		5,409,788	255,678	5,665,466

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,030,457	△183,613	846,844
5 県支出金	4,057,130	284,190	4,341,320
6 財産収入	510	2	512
8 繰入金	313,628	95,121	408,749
9 繰越金	14	59,978	59,992
歳 入 合 計	5,409,788	255,678	5,665,466

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	3,964,042	284,190	4,248,232
3 国民健康保険事業費納付金	1,291,325	△28,514	1,262,811
6 基金積立金	510	2	512
歳 出 合 計	5,409,788	255,678	5,665,466

(単位：千円)

補正の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
284,190			
		95,121	△123,635
		2	
284,190		95,123	△123,635

2. 歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 △183,613 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国民健康保険税	1,030,457	△183,613	846,844		
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,030,383	△183,613	846,770		
					1 医療給付費分現年課税分	△114,421
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△32,219
					3 介護納付金分現年課税分	△36,973
	計	1,030,457	△183,613			

第 5 款 県支出金 (補正額 284,190 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	県補助金	4,057,129	284,190	4,341,319		
	1 保険給付費等交付金	4,057,129	284,190	4,341,319		
					1 普通交付金	284,190
	計	4,057,130	284,190			

第 6 款 財産収入 (補正額 2 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	財産運用収入	510	2	512		
	1 利子及び配当金	510	2	512		
					1 利子及び配当金	2

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 医療給付費分現年課税分普通徴収分	△114,421 △114,421
(保険年金課) 後期高齢者支援金分現年課税分普通徴収分	△32,219 △32,219
(保険年金課) 介護納付金分現年課税分普通徴収分	△36,973 △36,973

第1款 国民健康保険税

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 普通交付金	284,190 284,190

第5款 県支出金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 基金利子	2 2

第6款 財産収入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	計	510	2			

第 8 款 繰入金 (補正額 95,121 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	基金繰入金	4,879	95,121	100,000		
	1 財政調整基金繰入金	4,879	95,121	100,000		
					1 財政調整基金繰入金	95,121
	計	313,628	95,121			

第 9 款 繰越金 (補正額 59,978 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	14	59,978	59,992		
	1 その他繰越金	14	59,978	59,992		
					1 その他繰越金	59,978
	計	14	59,978			

(単位：千円)

説	明

第6款 財産収入

(単位：千円)

説	明
(保険年金課)	95,121
財政調整基金繰入金	95,121

第8款 繰入金

(単位：千円)

説	明
(保険年金課)	59,978
その他繰越金	59,978

第9款 繰越金

第 3 款 国民健康保険事業費納付金 (補正額 △28,514 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	医療給付費分	867,055	△17,146	849,909	0	0	63,682	△80,828
	1 一般被保険者医療給付費分	867,018	△17,170	849,848	0	0	63,682	△80,852
					0	0	63,682	△80,852
	2 退職被保険者医療給付費分	37	24	61	0	0	0	24
					0	0	0	24
2	後期高齢者支援金等分	301,852	△7,405	294,447	0	0	22,058	△29,463
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	301,851	△7,408	294,443	0	0	22,058	△29,466
					0	0	22,058	△29,466
	2 退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	3	4	0	0	0	3
					0	0	0	3
3	介護納付金分	122,418	△3,963	118,455	0	0	9,381	△13,344
	1 介護納付金分	122,418	△3,963	118,455	0	0	9,381	△13,344

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△17,170	一般被保険者医療給付費分（保険年金課） △17,170 <hr/> 18負担金、補助及び交付金 △17,170 負担金 △17,170 一般被保険者医療給付費分 △17,170
18 負担金、補助及び交付金	24	退職被保険者医療給付費分（保険年金課） 24 <hr/> 18負担金、補助及び交付金 24 負担金 24 退職被保険者医療給付費分 24
18 負担金、補助及び交付金	△7,408	一般被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） △7,408 <hr/> 18負担金、補助及び交付金 △7,408 負担金 △7,408 一般被保険者後期高齢者支援金等分 △7,408
18 負担金、補助及び交付金	3	退職被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） 3 <hr/> 18負担金、補助及び交付金 3 負担金 3 退職被保険者後期高齢者支援金等分 3

第3款 国民健康保険事業費納付金

